

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和6年4月5日
分任支出負担行為担当官
下北森林管理署長 成田 敏

1. 競争に付する事項

物件番号 入札番号 第4号 建設機械等チャーター単価契約(むつ・東通地区1回目)

(1) 入札の名称、契約内容・規格、予定数量等

「建設機械等チャーター単価契約入札」

入札番号ごとの内容は別紙「入札物件内訳書」による。ただし、ここに記載する内容は公告時点の予定であるため、契約後に路線を追加する場合、又は時間数及びバックホウ輸送回数を変更する場合がある。

(2) 契約日

落札決定後7日以内

(3) 履行期間

自 契約締結日の翌日から

至 令和6年12月16日まで

(4) 作業場所

田名部・東通森林事務所管内林道等

(物件毎の詳細は別紙入札物件明細書のとおり)

(5) 入札方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約は、落札価格に基づく単価契約とするので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」の営業品目「315 その他」で「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (6) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (7) 発注者の指定する方法で入札説明資料の交付を受けていること。

3. 入札・開札の場所及び日時

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

- (ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和 6 年 4 月 24 日（水） 9 時 00 分から

令和 6 年 4 月 25 日（木） 15 時 15 分まで

- (イ) 紙入札方式により参加する場合

令和 6 年 4 月 25 日（木） 15 時 00 分～15 時 15 分まで

郵便入札を認めることとする。郵便入札による場合は、「入札説明書」に記載の方法で、令和 6 年 4 月 24 日 17 時 00 分まで必着のこと（書留郵便に限る）。入札書の日付は「令和 6 年 4 月 25 日」とする。

ただし、再度の入札を行う場合は引き続いて行うので、郵便により参加した者は再度の入札には参加できない。

提出場所 〒035-0041 青森県むつ市金曲一丁目 4 番 6 号

下北森林管理署 総務グループ 電話（IP）050-3160-5885

- (2) 開札の日時及び場所

令和 6 年 4 月 25 日（木） 15 時 15 分

下北森林管理署 1 階入札室

4. 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明資料を交付する場所

上記 3（1）の提出場所

- (2) 入札説明資料の交付等

上記 3（1）の提出場所にて公告日より令和 6 年 4 月 19 日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）

9 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。）

- (3) 交付資料

交付資料は電子調達システムからダウンロードすること。

紙入札方式により入札に参加する場合は、上記 3（1）の提出場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

5. 提出書類の提出方法及び期間等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、上記 2（3）の資格を有することを証明した書類（「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを下記により提出しなければならない。

(2) 提出期限

令和 6 年 4 月 19 日（金）17 時 00 分まで（提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日）。

なお、当該証明書類等に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和 6 年 4 月 22 日（月）17 時 00 分までの間においてそれに応じなければならない。

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上で PDF ファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記 3（1）の提出場所に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、持参する場合は、令和 6 年 4 月 19 日（金）17 時 00 分までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く）

6. その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。内訳書の様式は任意であるが、機種ごとの 1 時間当たりの単価、機械輸送は距離区分ごとの単価及び総額を明らかにすること。

なお、入札の際に内訳書が未提出又は提出された内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

入札説明書及び競争契約入札心得による。

(5) 落札者の決定方法

ア 予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が一千万円を超える物件について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、入札

価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 予定価格が一千万円を超える物件について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中の変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(8) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

本公告に係る役務契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ> 公売・入札情報> 各種要領及びマニュアル

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。

内 訳 書

むつ・東通地区

機 種 等	規 格		予 定 時 間、回 数		備 考
バックホウ	0.45	m ³	49	H	山積
ホイールローダ	1.3~1.4	m ³	82	H	山積
ダンプトラック	4	t	35	H	
バックホウ輸送費	1	式	4.5	回	10kmまで
バックホウ輸送費	1	式	3.5	回	10kmを超え20kmまで
バックホウ輸送費	1	式	1	回	20kmを超え30kmまで
計					

※チャーター機械については、振動式タコメーター等を装備しているものを原則とする。

内訳明細書

むつ・東通地区

単位：時間

森林事務所	予定路線	バックホウ 0.45m ³	ホイールローダ [*] 1.3m ³	ダンプトラック 4.0t	備考	
田名部	小川目林道		2			
	角達林道	5	7	3		
	目名林道	5	7	3		
	日渡林道	5	7	3		
出戸	一里越林道		2			
	一里越支線林道		2			
	小荒川林道	2	3	2		
	中川目林道		2			
	ドヘヤ沢林道		2			
	イクリン沢林道		2			
	切明沢林道	2	2	2		
	栗山林道	2	2	2		
	大宮沢林道	2	3	2		
	ドアノ沢林道	2	2	2		
	伊勢川林道	2	3	2		
	金沢林道	5	7	3		
	東通	大作沢林道	5	7	3	
		大峠林道	5	7	3	
褒部林道			2			
滝の沢林道			2			
アオベラ林道		5	7	3		
奥内二股林道		2	2	2		
	計	49	82	35		

※バックホウ、ホイールローダには誘導員(軽作業員)を配置すること。

機械輸送費

輸送機種	輸送距離	輸送回数(回)	備考
バックホウ 0.45m ³	10kmまで	4.5	田名部2.5回、東通2.0回
バックホウ 0.45m ³	10kmを超え20kmまで	3.5	田名部1.5回、出戸1.0回、東通1.0回
バックホウ 0.45m ³	20kmを超え30kmまで	1.0	田名部0.5回、東通0.5回
	計	9.0	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1回とし、片道の場合は0.5回とする。